

発行 靖国神社国営化反対福音主義キリスト者の集い(略称「つどい」) 代表・西川重則 TEL/FAX 042-574-9210  
事務局 西東京市柳沢 2-11-13 西武柳沢キリスト教会気付 HP <https://yasukuninotsudo.christian.jp/>  
例会 毎月第3金曜日 7:00~9:00pm (祝日の場合第4金曜日)  
会場 たんぽぽ舎 TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797

---

## ヤスクニ・レポ 228 憲法・教育の動向を許さない 代表 西川重則

1

定期的に講演を依頼される私ですが、2018年の今年になって、毎月日本のどこかで講演を依頼され、間もなく10月になります。

講演の際に、作成者の一人として私も責任があるのですが、「戦争するな！ 九条を変えるな！」というタイトルで、「憲法への『自衛隊』明記と『緊急事態』新設に反対します」という内容の署名用紙を作り、講演の時に参加者に署名をしてもらっていますが、その内容が署名用紙に書かれています。次の通りであり、よく読んで欲しいと願っています。

憲法に「自衛隊」を明記すれば、「戦争放棄」「戦力不保持」の第九条を実質的に放棄し、無制限に戦争ができることとなります。

戦争は「自衛のため」と言われて行われてきました。「必要な自衛の措置」がとれるとなれば、侵略戦争への道が開かれてしまいます。

憲法に「緊急事態」を新設すれば、首相の宣言で「憲法停止」も可能になり、あらゆる権利が奪われます。戦争のための独裁体制を許すものです。

「九条改憲」と「緊急事態」新設によって、徴兵も当然という軍事優先の社会に変わってしまいます。私たちは、そのような改憲案の国会発議に反対します。

以上は、私が事務局長である「とめよう戦争への道！ 百万人署名運動」の提案による重要な「戦争するな！ 九条を変えるな！」の署名運動として、ひとりでも多くの人々に協力をお願いしているところです。私の場合は、現在毎月、講演が依頼されますので、その度に参加者に署名をお願いし、協力をしていただいているところです。上に記した内容をよく読んで下さり、署名して下さることを願っているところです。

言うまでもなく、日本国憲法の第九条の内容はすばらしく、すべての有権者が署名に協力していただくことが望ましいが、現在の政治状況は厳しく、

「戦争するな！ 九条を変えるな！」という署名運動の緊急さ、重要さを認識できる人々がひとりでも多くおられることが望ましいのです。現状は厳しいことを考えれば、事柄は文字通り厳しく、それだけに重要な働きであることは言葉に表わせません。

安倍内閣が第九条を改正(改悪)して、戦争ができる国にするために、さまざまな手段を講じていることは十分承知されているのでくり返す必要がないかもしれませんが、ここで改めて具体的な事柄を報告して置きたいと思っています。

2015年9月19日の真夜中の2時18分に、私たちが強調している戦争法案が強行採決されたのであり、私自身は徹夜集会のその時、第九条の本質、内容を無視して、戦争ができる悪法を文字通り、強行採決されたその時、私は私たちの目の前で、憲法改正の名の下で、憲法改悪を強行突破した瞬間を私は夢忘れることは今もできません。安倍内閣による第九条無視の強行突破・強行採決のすさまじさを知るにつけ、ひとりでも多くの人々に悪法の本質を正確に知らせ、廃案にすべき責任課題を夢忘れることができない私であることを強調しておきたいと思っています。

2

では、日本国憲法第九条の原則・解釈・適用について、有権者の私たちがどれほど正確に認識しているかと問われれば、事柄は深刻であり、学者だから正確に認識しているとは思われない九条論の現状を改めて指摘しておかねばならないと思っています。

言うまでもなく日本国憲法の第九条は、戦争の放棄、軍備・交戦権を否認することによって、自衛戦争も侵略戦争もしないこと、そのために、いっさいの戦力を持たない国として、どんな戦争もできな

い・しない国であることを世界に訴えている国、少なくとも私たちはそのような努力をすべきことを確信しているつもりです。講演の度に私は第九条がいかにすぐれた内容であるかを知っていただくために、私の書物である『わたしたちの憲法 前文から第一〇三条まで』(1,200円)という憲法の本を発行し、よく読んで欲しいと講演の時、アピールをしています。

しかし、敗戦(1945年8月15日)後、二度と侵略と加害の歴史をくり返さないことを心から願っていた当時の文部省が著作し、中学一年生の教科書として読ませていた『あたらしい憲法のはなし』(1947年8月2日発行)に勝る教科書は無いのではないかと私は思っていますが、その理由は私が開設する必要はないと思っています。次の通りです。「戦争の放棄」の解説です。

こんどの憲法では、日本の国がけっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。……

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じ

ぶんのいいぶんをとおそうとしないということを決めたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。……

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

現行憲法の第5章 内閣(第65条―第75条)についても私の書物を参考に読んで欲しいと思いますが、内閣総理大臣の職務の重要性から考えて、たとえば安倍首相がポツダム宣言(1945年7月26日発表)を質問されて十分答えられなかったこと、まして現行憲法について知識が無いことから、先に述べた署名運動の必要を痛感している私たちにとって、現在の首相、閣僚の不勉強ぶりをご承知の通りです。中学一年生の教科書として敗戦後すばらしい『あたらしい憲法のはなし』が発行された歴史的事実についても知らないかもしれない。

「戦争は国会から始まる」は私が考え出した文言ですが、『戦争は教室から始まる』という書物(「日の丸・君が代」強制に反対する神奈川の会編、現代書館発行)についても現状から考えて読んで欲しいと思っていることも指摘して終りたい(2018年9月17日)。

## 2018年8月24日例会奨励「義とあわれみの指針」 出エジプト記23:1-9 山川 暁(単立鶴川キリスト教会伝道師)

主なる神はモーセに導かれてエジプトから脱出したイスラエルの民に、シナイ山で「十戒」を与えた。神を信じて生きるための普遍的倫理である。この十戒を与えた延長線に立って、神はより具体的な生きるための指針を、モーセを通して与えた。

約束の地に向かうイスラエルの民にとっては日々の生活の営みがある。その営みの中から様々な問題が生じて来る。トラブルや争い、いさかい、殺人すら起こりかねない。そうした事態への対応策としての指針が示されたのである。

モーセによって示された指針は、21世紀においても十分に適用することができる。なぜなら、日本においては司法が正しく機能しているかどうか、問われているからだ。つまり、この国において、司法の在り方は、神の目に耐えうるだけ十分に、正義を実現させようとする姿勢に欠けているように思えるか

らだ。

モーセは訴訟においては、貧しい人を特に重んじてはならないと教えている。裁判は情実に流されてはならないのである。レビ記にもこうある。不正な裁判をしてはならない。弱い者におもねり、強い者にへつらってはならない、と。

そして、わいろを取ってはならないとモーセは教えている。国家公務員がわいろを要求しているのが暴露されているのがこの国である。

神は義なる方である。その神は人間に対しても義であることを求めている。裁判はここに根拠を置いてなされなければならない。しかし、国民の大半が神に背を向けているこの国にあっては、神が求めている原則は無視される傾向にある。少数者であるキリスト者には、正義に基づいた裁判がなされるように声を上げることが求められているのである。